

令和8年度 ICT支援員募集要項

四條畷市教育委員会

四條畷内の市立小学校・中学校で活用するICT機器に係る運用を支援するICT支援員を募集します。

1 募集対象者

次のいずれか一つに該当する人は、応募できません。

- (1) 拘禁刑（禁錮刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 四條畷市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法執行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) ICTの運用管理又は運用管理補助業務の経験があること。
- (2) WindowsOS及びiPadOSに対する基礎知識があること。

3 勤務場所

四條畷市役所教育支援センター執務室及び市内の小中学校

4 職務内容

- (1) 教職員及び児童生徒に対するICT機器やソフト等の操作支援
- (2) 教職員及び児童生徒用のタブレットやPCのトラブル（障害他）対応
- (3) ネットワークやサーバー障害時における保守外注先との窓口業務
- (4) 学習系システム及び校務支援システムに対する年度更新や移動に伴う設定変更等の運用管理補助業務
- (5) 上記職務の遂行にあたり市が用意する自動車等の運転が必要となる場合あり。

5 勤務条件

- (1) 任用期間：令和8年4月1日以降から令和9年3月31日
- (2) 報酬及び交通費の支給
報酬額：1日7時間15分勤務で、時給1,780円から
交通費：通勤距離により支給（公共交通機関を利用の場合、全額支給）
勤勉手当：あり
期末手当：あり
※期末・勤勉手当の基本的な支給要件
次の（ア）及び（イ）のいずれも満たす場合には、期末・勤勉手当の支給対象となります。
（ア）基準日（6月1日、12月1日）に在職していること。
※基準日前1か月以内に退職した場合も、支給対象となります。
（イ）1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上あり、かつ、一会計年度における任期の合計が6か月以上あること。
※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。
①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者
②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
- (3) 月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の15日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の金融機関営業日）に支給。
- (4) 勤務回数：週4日以上
- (5) 休日：職員の休日及び休暇に関する条例のとおり

6 応募の手続き

- (1) 提出書類
履歴書
- (2) 選考方法
個人面接
- (3) 選考基準（主な評価の観点）
 - ・ やる気、意欲
 - ・ 協調性、コミュニケーション能力
 - ・ ICT分野における専門性（iPadOS, Windows, Google 認証、運用監視ツール等）
 - ・ トラブルシューティングスキル
 - ・ 利活用提案力、機器及びソフトの操作支援能力

7 選考結果の通知

選考実施後合否連絡。

8 身分等

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。
- (2) 職名は、ICT支援員とする。

9 注意事項

- (1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、採用候補者名簿に登載後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登載を取り消すことがあります。
- (2) 採用選考にあたっては、あらかじめ「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第15条第1項のデータベースを活用します。
- (3) 提出書類等は、返却いたしません。

《問合せ先》

四條畷市教育委員会 教育支援センター
TEL 072-877-2121